

## ○会費に関する細則

**第1条** 会費は総会開催月の月末までに支払うこと。但し、入会する者については入会時に支払うものとする。

**第2条** 本会の会費は次の通り定める。

- (1) 個人会員 年額2,000円
- (2) 施設会員 会費を支払うことを要しない
- (3) 準会員 年額1,000円
- (4) 賛助会員 年額一口以上（一口10,000円）

<改正履歴>

- (1) 2006年(平成18年)6月制定
- (2) 2007年(平成19年)4月25日一部改正（第1条）